

# DV被害者直接給付へ

## 総務省方針 10万円、避難先で申請

総務省は二十二日、全国民に一律十万円の現金を配る「特別定額給付金」に関し、ドメスティックバイオレンス(DV)被害者への対応方針を決めた。DV被害者が加害者と別の住所に避難している場合でも避難先の市区町村に被害を申し立てれば、本人が直接給付金を受け取れるようにする。

給付金は、住民基本台帳に記載された住所に申請書が郵送され、世帯主が家族分を一括して申請。世帯主の銀行口座に人数分の給付

金を振り込む仕組み。居場所を知られることを恐れ、住民票を異動せずに世帯主と離れて暮らすDV被害者らは給付金を受け取れないと懸念の声が出ていた。

対応方針では、まずDV被害者に、避難先の市区町村へ被害を申し立ててもらふ。期間は原則として今月二十四～三十日とするがその後を受け付ける。

申し立てを受けた市区町村は、都道府県を通じて被害者の住民票がある市区町村と協議。世帯主に送る申

請書から被害者やその子どもなど同伴者の名前を消去し、世帯主が申請できないようにする。被害者や同伴者は、世帯主でなくても避難先の市区町村に申請し、給付金を受け取ることができるとする。